

学校における働き方改革も自治体間格差が！

〈令和元年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査 結果公表〉

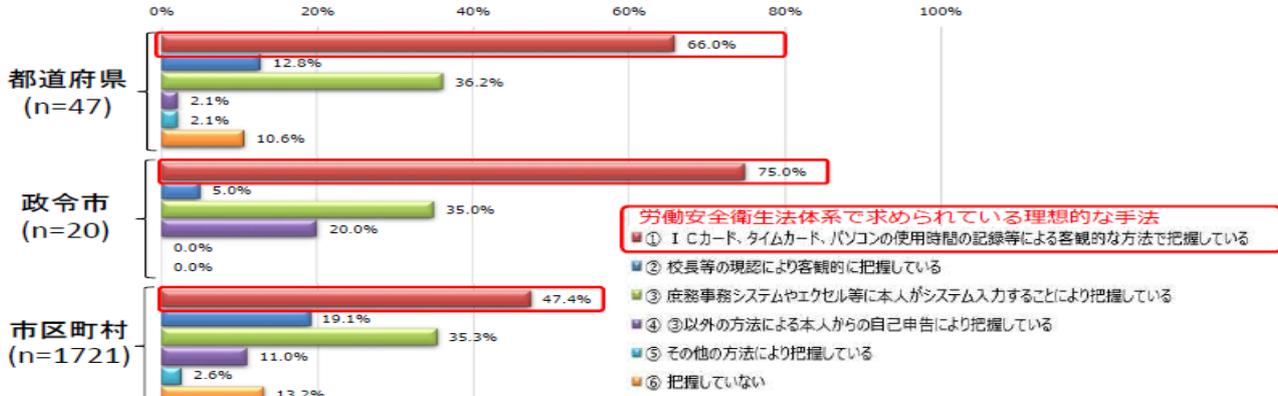
令和元年12月25日、文部科学省は、令和元年度の「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果を公表した。そこでは、在校等時間の把握を客観的な方法で把握している市区町村が5割未満にとどまる等、地域格差が明らかになった。

調査結果の概要及び全日教連の分析、R1 全日教連実態調査との比較・分析（全日教連要約・抜粋）

〈 勤務実態の具体の把握方法 〉

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握は、都道府県は66.0%（前年度38.3%）、政令市は75%（前年度45%）まで伸びる一方、市区町村は47.4%（前年度40.5%）に留まる。

【問1】 域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）



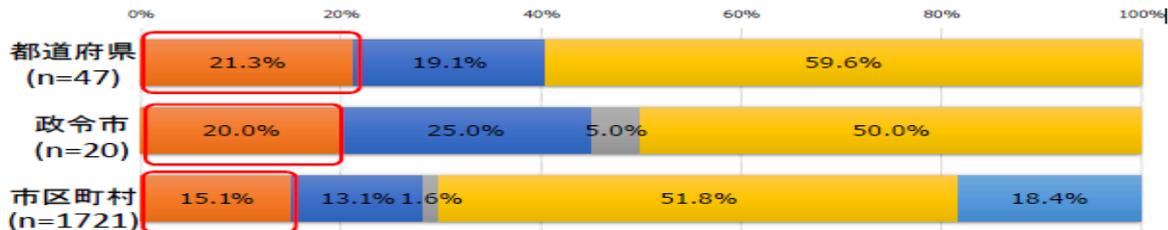
※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握している時間を想定）

上限ガイドラインで在校等時間の客観的な把握を求められているにもかかわらず、未だに把握していない委員会が県立及び市区町村で10%以上あることは問題である。令和2年度文科省予算においても、スクール・サポート・スタッフ等の配置支援に際しては「各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする」とされていることから、勤務実態の把握を正確に行うことが、学校における働き方改革進捗の大前提である。

〈 上限ガイドラインを参考にした方針策定 〉

文部科学省が定めた上限ガイドラインを参考にした方針の策定状況は、都道府県・政令市・市区町村のいずれも25%を切っており、市区町村の2割弱は「策定は予定していない」と回答。今後は、給特法改正による上限ガイドラインの指針への格上げ（指針の策定については令和2年4月1日施行）を踏まえた取組が求められる。

【問8】 文部科学省が定めた上限ガイドラインを参考にした、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定状況について該当するもの（単一回答）

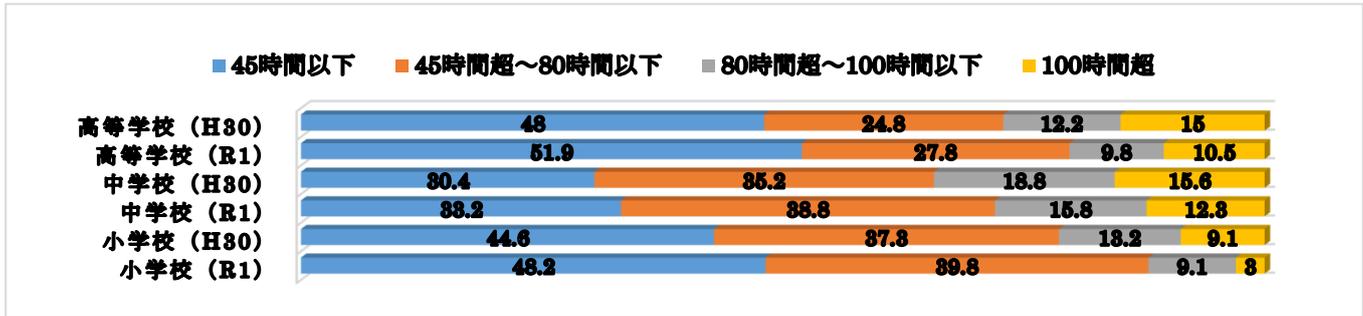


① 文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた内容で策定済み
 ② 独自の基準で策定済みだが、文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた改訂を検討している
 ③ 上限ガイドラインとは異なる独自の方針を策定しており、改訂の予定はない
 ④ 新たに策定することを検討している
 ⑤ 策定は予定していない

上限ガイドラインは指針に格上げされ、法的根拠を持つようになることから、この上限指針を参考にした方針策定を都道府県並びに市区町村は、早急に進める必要がある。また、この方針の策定とともに、1年単位の変形労働時間制の導入を働きかけていく必要がある。

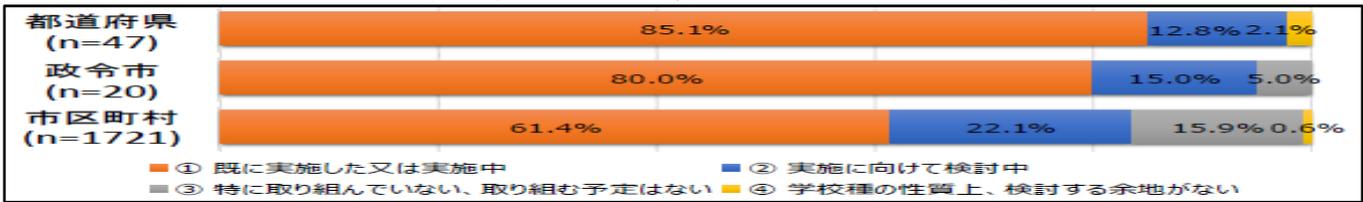
〈 時間外勤務の経年比較 〉

4月の時間外勤務（前年同月比）※詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会の回答のみをもとに算出した参考値

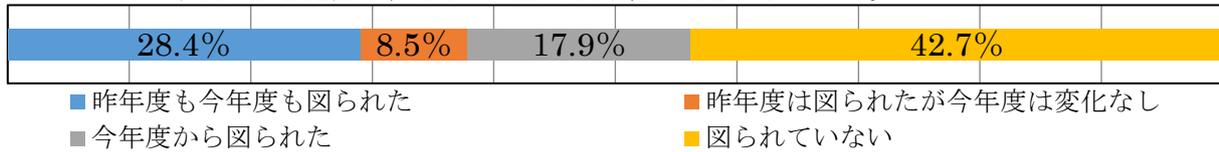


時間外勤務時間はどの校種も減少しているが、勤務実態を把握している自治体のみでのデータであり、把握しているということは縮減策も行っている自治体の可能性が高いため、本データだけで判断するのは難しい。

〈 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等 〉 ※下グラフは全日教連調査

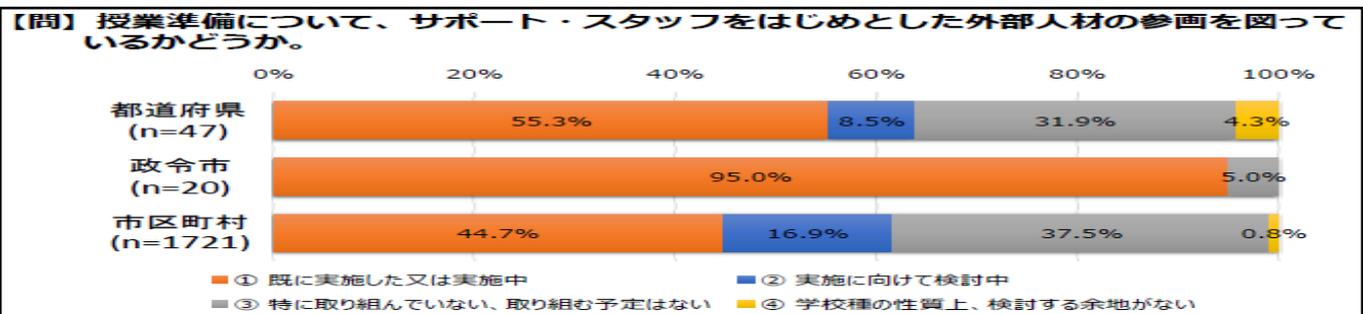


問7. 学校行事を見直し、行事の削減や簡略化が図られましたか。

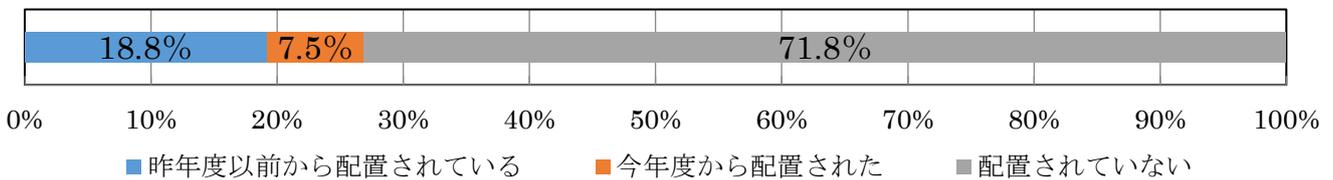


「見直しを促した」割合は県立で約85%。市区町村でも約61%と高いが、全日教連調査では、未だ40%以上の学校で見直しできていないという結果が出ている。実際の学校現場では業務改善が実感できていないことがわかる

〈 サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画 〉 ※下グラフは全日教連調査



問6. スクール・サポート・スタッフが配置されていますか



外部人材の活用が進んでいるという調査結果だが、全日教連調査では、スクール・サポート・スタッフの配置自体が未だ30%弱の現状である。配置されれば活用できる有効策であることから、国に更なる配置を求めて行く。

※ 本調査の詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00003.htm



本調査からは、都道府県や政令指定都市では比較的早く学校における働き方改革が進んでいるが、市区町村では地域によって格差があることが明らかとなった。本調査は都道府県・市区町村別の詳細なデータも公開されており、これは比較できる形での調査結果の公表を全日教連が要望してきた成果である。来年度は、勤務時間の上限ガイドラインが指針に格上げされ法的根拠をもつことにより、具体的な取組がより一層求められるので、各単位団体においては、このデータを有効に活用し、交渉を進めて欲しい。また働き方改革の進展については、都道府県・市区町村だけの問題ではなく、国の政策として地域間格差が生まれないようにする必要がある。全日教連としては、文部科学省をはじめ、関係省庁及び国会議員等への働きかけを続け、さらなる予算の獲得と実効性のある施策の実施を働きかけていく。